

共済金の請求について

病気やケガによる…

共済金請求事由が発生した場合は、所属の労働組合、またはゆうゆうセンターへご連絡ください。

ゆうゆうセンター

共済金
請求窓口

0120-93-2681

受付時間

[月～金] 8:30～17:30

ゆうゆうセンターより「共済金請求書類」をご指定の場所へ送付させていただきます。



住宅や家財への被害による…

- 共済金請求事由が発生した場合は、所属の労働組合を通じて全労済都道府県本部（貴労組の担当窓口）まで、り災報告のご連絡をお願いします。
- 全労済の住宅罹災調査担当者から、該当組合員に対し被害の調査連絡、または請求書類が送付（落雷による被害等調査不要の場合）されます。



共済金請求についての注意事項…

- 共済金請求（する権利）には「3年の時効」があります。共済金請求事由が発生した場合は、早めの手続きをお願いします。
- 病院などで各種「診断書」の作成を依頼する場合は、全トヨタ労連「ゆうゆう」所定の診断書を必ず使用してください。診断書1通につき6,000円の補助を給付します。診断書取得費が6,000円を超過する場合は、共済金請求書類に領収書（写し可）を添付してください。

